

物流の担い手確保に向けた 処遇改善の取組等



一般社団法人 日本倉庫協会
The Japan Warehousing Association Inc.



本日の内容

1. 倉庫業の市場規模
2. 倉庫業の果たしてきた役割
3. 倉庫業が取り組むべき課題と

総合物流施策大綱に提言いただきたい要望事項

- (1) 持続可能な物流サービスの提供に向けた取組
- (2) 担い手確保に向けた取組
- (3) 公共性の高い営業倉庫の整備に対する支援
- (4) 物流標準化の推進
- (5) 社会的使命であるGXへの取組
- (6) 災害対応の「担い手としての役割」

1. 倉庫業の市場規模

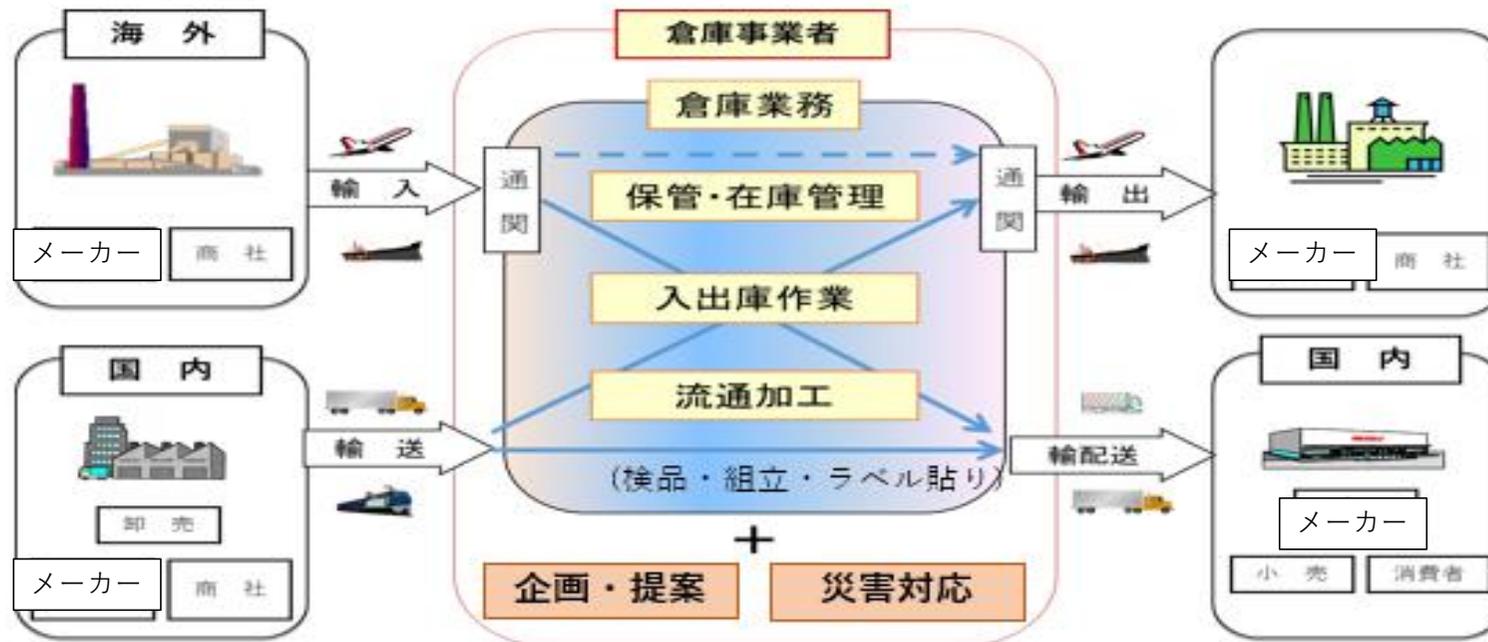
(令和4年度)

区分	営業収入	事業者数	従業員数	中小企業の割合
倉庫業	3兆円 (3位)	7,066 (2位)	14万4千人 (2位)	96.8%
トラック輸送業	20兆3,844億円	63,127	202万人	99.9%
JR貨物	1,522億円	1	5千人	—
内航海運業	9,577億円	3,103	6万6千人	99.7%
外航海運業	4兆6,520億円	178	6.8千人	85.0%
港湾運送業	9,741億円	856	5万1千人	87.0%
航空利用運送事業	6,298億円	207	9.9千人	77.1%

出典：数字で見る物流2024

2. 倉庫業の果たしてきた役割

○倉庫業の役割



○倉庫の基本的な機能である貯蔵機能は、生産と消費の間の時間的なギャップを調整する役割を果たしている。

○物流の中核を担う営業倉庫は、倉庫業務におけるあらゆるノウハウを生かし、通関、荷役、保管、流通加工、梱包・包装、情報管理、輸配送等を行うことで物資の需給調整機能を担っている。

○サプライチェーン全体の最適化には、貨物情報を活用した倉庫事業者の企画・提案力が求められる。

○災害時にも物流拠点として機能することで、重要な社会インフラとなる。

○冷蔵倉庫では輸入食品等の検疫と通関・蔵置機能により食料安全保障に寄与している

3. 倉庫業が取り組むべき課題と総合物流施策大綱に提言いただきたい要望事項

(1) 持続可能な物流サービスの提供に向けた取組

新物効法による規制的措置への対応

①荷待ち時間の短縮

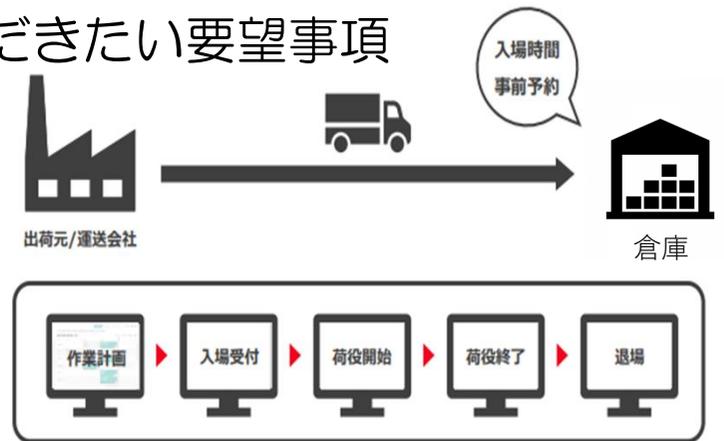
- ・トラック予約受付システムの導入
- ・混雑時間を回避した日時指定等により貨物の出荷・納品日時を分散

②荷役等時間の短縮

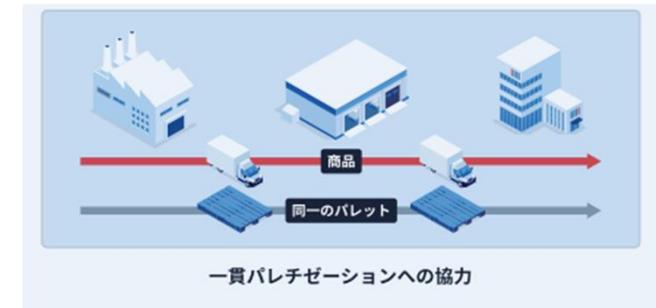
- ・適正な荷役作業が行える環境整備
- ・荷役前後の搬出入の迅速な実施
- ・フォークリフト、作業員の適切な配置
- ・一貫パレチゼーション等への有償での協力による荷役等の効率化
- ・検品の効率化

③実効性の確保

- ・責任者の選任、社内教育の実施
- ・荷待ち・荷役等時間や積載効率の状況、取組の実施状況・効果の把握
- ・効率化に向けた荷主への提案・協力
- ・物流データの標準化等の多様な主体との連携の円滑化
- ・自動化・機械化機器の導入
- ・関係事業者間での連携推進



トラック予約受付システム



①②③の取り組みは、荷主の理解と協力が不可欠！

(総合物流施策大綱に提言いただきたい要望事項)

◎新たな商慣習の定着化

荷主の努力義務の更なる周知徹底

この努力義務を、「新たな商慣習」として定着させていただきたい。

(例) 荷主の努力義務のうち倉庫業に関する項目の一例。

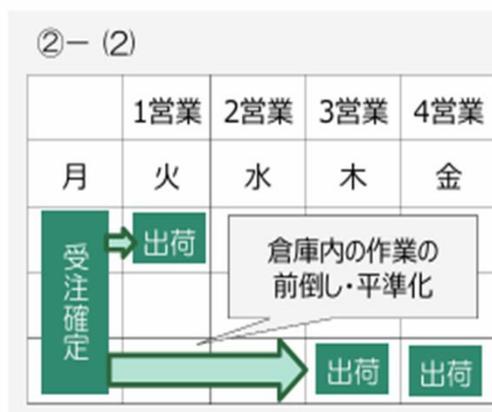
② 荷待ち時間の短縮に関する事項

《集貨・配達トラックの一時的な集中の回避と着荷主・倉庫業者の適切な作業時間の確保》

②- (1) 多くのトラックが一時に集中して到着しないように、トラック予約受付システムの導入^{※7}や混雑時間を避けた日時指定等による配送スケジュールの最適化

②- (2) 倉庫内作業の前倒しや平準化等の倉庫業者の適切な作業時間の確保ができるよう、寄託倉庫に対する受発注の前倒しや出荷/納品日時の分散を行うこと

※7…単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえて実際に荷待ち時間の短縮に繋がるような効果的な活用を行うことが必要



③ 荷役等時間の短縮に関する事項

《荷役や検品作業の効率化》

③- (4) 発荷主・着荷主・倉庫事業者間における事前出荷情報等の伝達や、バーコード等商品識別タグの導入による検品作業の効率化（検品水準の見直し等による効率化も考えられる）

※食品流通においては、消費期限の大括り化も検品の効率化に資する取組である。

しかし、これには、行政と民間双方による「商流と物流慣行の総合的な見直し」が必要である。

出典：経済産業省作成 物流効率化法解説パンフレット及び荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書

(2) 担い手確保に向けた取組

① 処遇改善と価格転嫁

倉庫業の賃上げ率

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全産業	2.07%	1.90%	1.78%	2.07%	3.58%	5.10%
全産業 (中小)	1.94%	1.81%	1.73%	1.96%	3.23%	4.45%
倉庫業	1.87%	1.78%	1.77%	2.47%	4.67%	5.69%

出典：日本労働組合総連合会、全日本倉庫運輸労働組合同盟

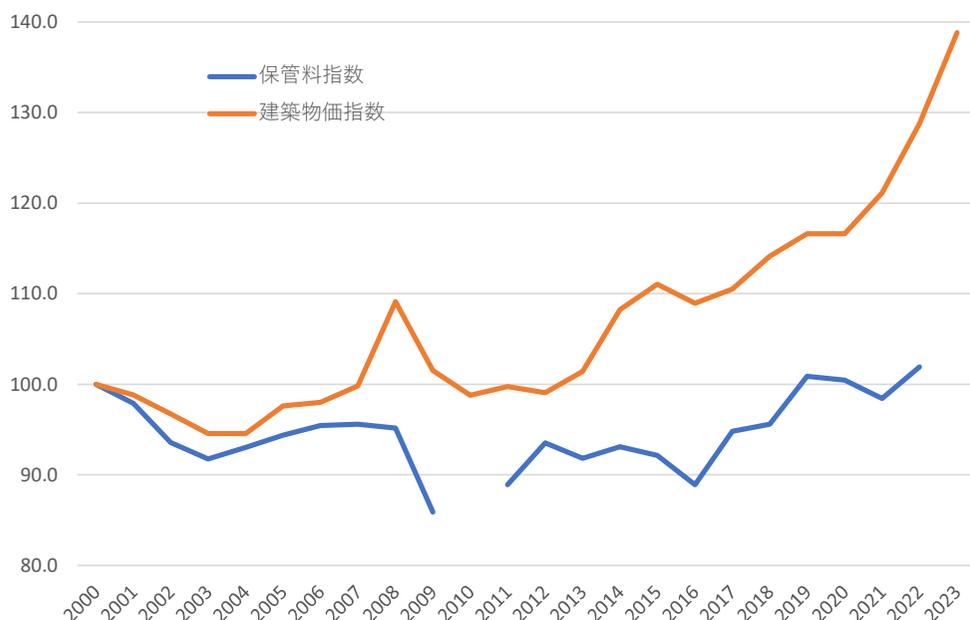
倉庫業の賃上げ率は全産業平均を上回る

(2) 担い手確保に向けた取組

① 処遇改善と価格転嫁

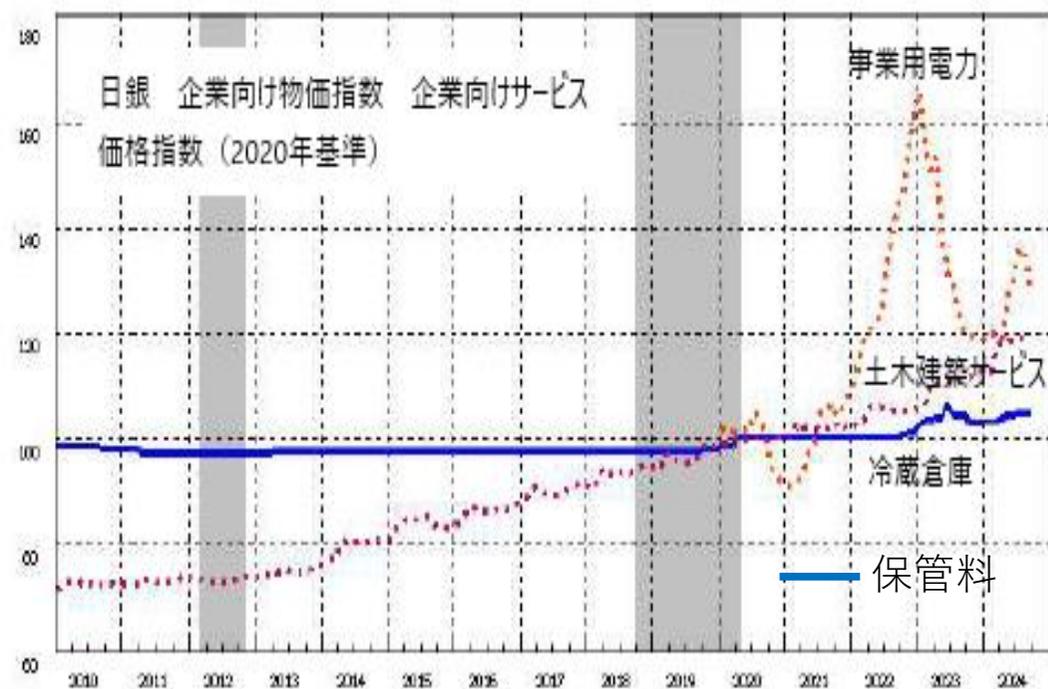
営業倉庫におけるコストと保管料の推移

普通倉庫の保管料指数と建設物価指数の推移



倉庫事業経営指標（国交省調べ、注：2010年の保管料は大震災の影響等により調査されていない）、建設物価建築費指数（建設物価調査会公表）を（一社）日本倉庫協会で

冷蔵倉庫のコストの価格動向



普通倉庫・冷蔵倉庫ともに、長期にわたり保管料等の価格が上昇していない。

(2) 担い手確保に向けた取組

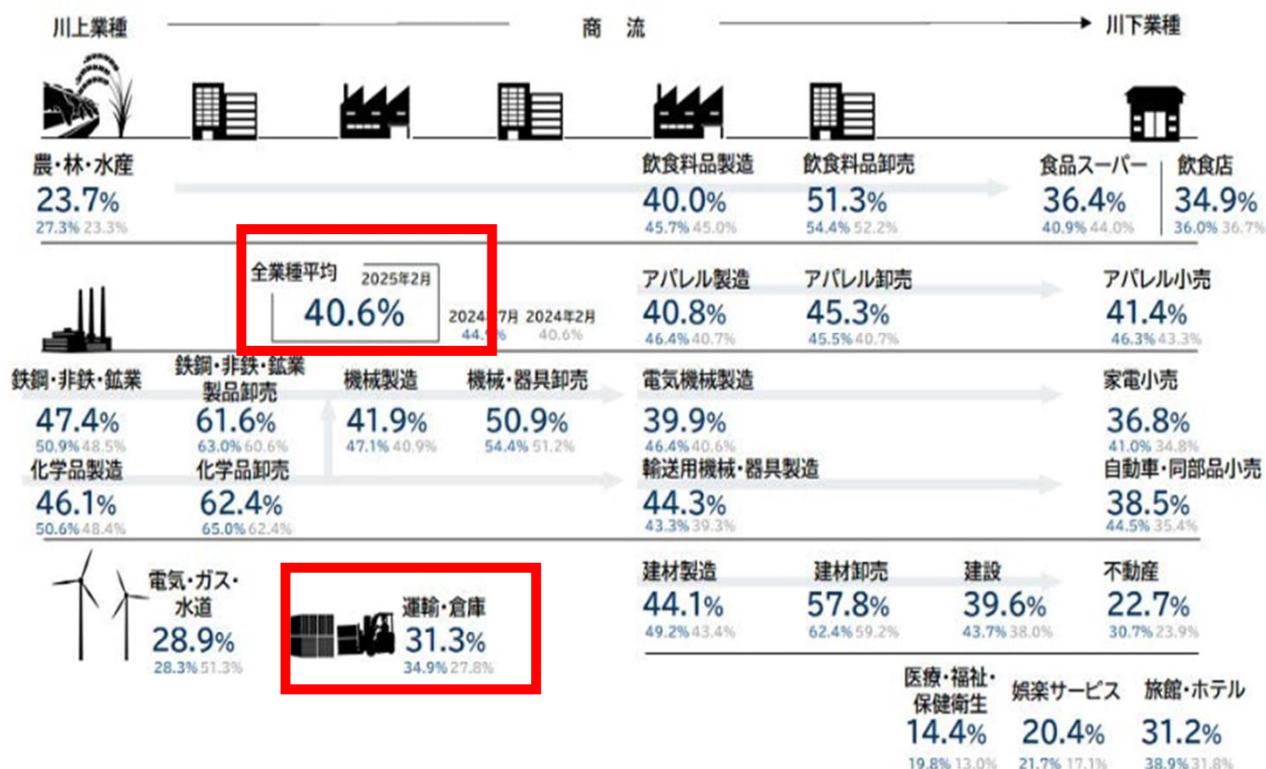
① 処遇改善と価格転嫁

コスト上昇分の価格転嫁の実現が不十分

燃料費、電気料金、労務費などのコスト全体が高騰しているが、倉庫事業者においては、その価格転嫁が十分に進んでいない。

平成13年の倉庫業法改正により、倉庫業は許可制から登録制に、料金は事前届出制から事後届出制（規制廃止）になり、事業者間の競争が激しくなっていることも一因。

サプライチェーン別の価格転嫁の動向



(総合物流施策大綱に提言いただきたい要望事項)

◎倉庫業における十分な価格転嫁の実現と適切な料金収受の実現

⇒サプライチェーン全体の担い手確保、処遇改善のためには、その一翼を担う倉庫業について「貨物運送業に手当された制度」と同様の効果を持つ措置の検討をお願いしたい。

また、業界としては、過去のデータ分析等を参考に基礎データを作成していく方針であるが、取り組むべきことについてご指導いただきたい。

<参考>

貨物運送業について手当された制度

- ①標準的な運賃制度の導入
- ②適正原価制度の導入
- ③トラック・物流Gメンの活用



(2) 担い手確保に向けた取組

②外国人就労の実現に向けた取組

◎物流倉庫を特定技能・育成就労の産業分野に追加を要望

・人手不足に関するデータは現時点で職種全体で7.5%。今後5年以内に15.9%まで拡大するとのアンケート結果が出ている。

人員不足率	現場作業員	フォークマン	管理職	事務職	職種計
①現在の主観的な人員不足率	7.8%	8.8%	7.8%	5.6%	7.5%
②概ね向こう5年以内の離職予想人数を加味した人員不足率	17.3%	17.7%	14.7%	12.6%	15.9%

出典：株式会社NX総合研究所「倉庫事業における労働力実態に関するアンケート調査」
対象事業者：日本倉庫協会会員事業者988/3,484事業者

(2) 担い手確保に向けた取組

③物流DXの推進

◎物流DXの推進のための支援策の維持・拡充

倉庫事業において人手不足は顕著である。DXの推進はその対応策の1つ。

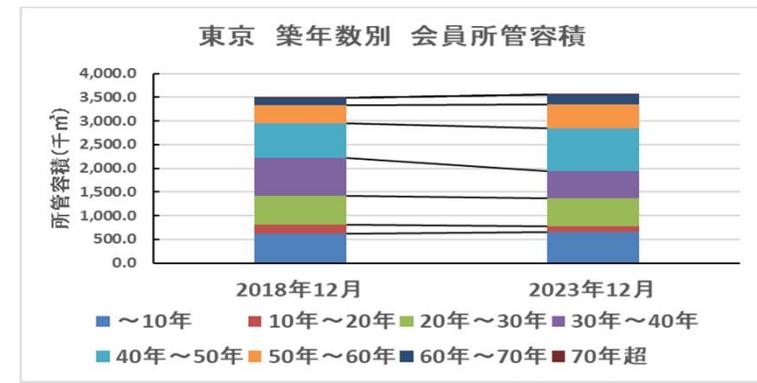
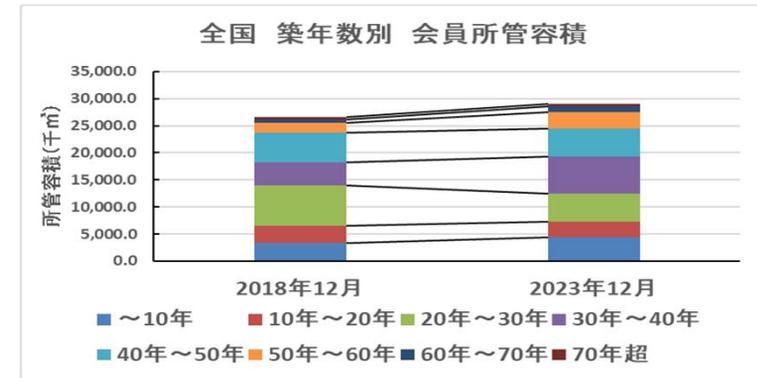
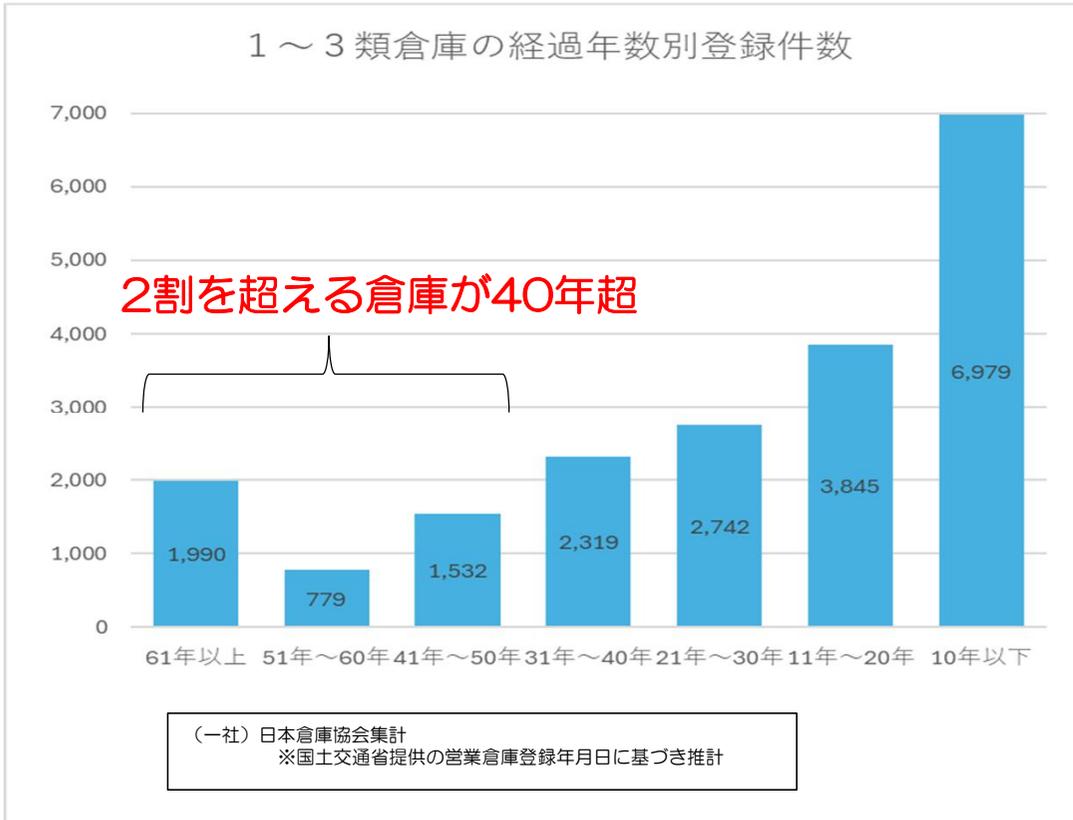
DX導入事例



DXを推進するにあたっての課題

- 多種多様な貨物を取り扱っているため、画一的な取り扱いが難しい。
- 機器が高額なため、投資対効果が得られない場合がある。
- 荷主との契約期間が短期な場合、採算性が課題
- 実態に即したDXの推進が求められる。

(3) 公共性の高い営業倉庫の整備に対する支援



日本の冷蔵倉庫は、地域により整備の時期が異なり築年数の構成も異なるが、1970～1990年代に整備されたものが多いため、築年数20～50年の比率が比較的に高い。

築年数50～70年のものも現役であり、旧式化することはあっても、必要な補修・更新により冷蔵倉庫として使うことができている。

(3) 公共性の高い営業倉庫の整備に対する支援

◎倉庫の果たしてきている役割を今後も果たせるよう、支援策を講じていただきたい。

物流拠点が直面している課題

- 1) 全体最適を見据えた政策的な物流拠点の配置
- 2) トラック輸送の変容(中継輸送等)への対応
- 3) 物流拠点の老朽化
- 4) 沿岸部の物流拠点における供給量不足
- 5) 地域との合意形成



今後の方向性とそれに対する支援策

1) 物流拠点の整備に係る国の方針策定等

国として物流拠点の立地や整備等に係る一定の方針を示すとともに、物流拠点や物流の需給を把握する仕組みの構築を検討。

2) 基幹物流拠点の整備に係る関与・支援

基幹物流拠点の整備について、地方公共団体も参画するスキームを設けるとともに、必要な支援措置等を検討。

3) 公共性の高い物流拠点の整備・再構築に係る関与・支援

国民生活や経済活動に必要不可欠な老朽化した施設の再構築や新規供給を促すため、地方公共団体も参画するスキームを設けるとともに、必要な支援措置等を検討。

(3) 公共性の高い営業倉庫の整備に対する支援

(臨港地区で代替地に移転した例)

東京水産ターミナル：

- ・会社設立：1972年、水産、港運、冷蔵3業界の共同出資
- ・テナント：13社
- ・施設：1976～1988年竣工。約26万設備トン。東京都港湾計画に基づき大井水産専用ふ頭とともに整備。
- ・土地は東京都から賃貸
- ・建設時の支援：開銀の長期・低利融資（港湾流通近代化枠）、固定資産税特例5年1/2
低い土地賃貸料 等

* 移転計画

東京都港湾計画に基づく大井ふ頭再編に伴い、代替地を提供いただき移転。2025年着工、2027年稼働開始予定。
新施設：約30万設備トン（約15%増加）、休憩施設等労働環境整備、バス予約受付システム、耐震、災害時の滞在施設、太陽光発電・ガスコージェネ等

- * **期待する支援**：物効法の財投融資、税制特例（固定資産税等）、自然冷媒化補助、太陽光補助、
低い土地賃貸料 その他



移転施設イメージ（東京水産ターミナル提供）

(4) 物流標準化の推進

◎物流の標準化について引き続き推進いただきたい。

・物流の効率化に向けた荷主・物流事業者等の関係者の連携・協働を円滑化するための環境整備として、共同化・自動化等の前提となるハード・ソフトの標準化が必要

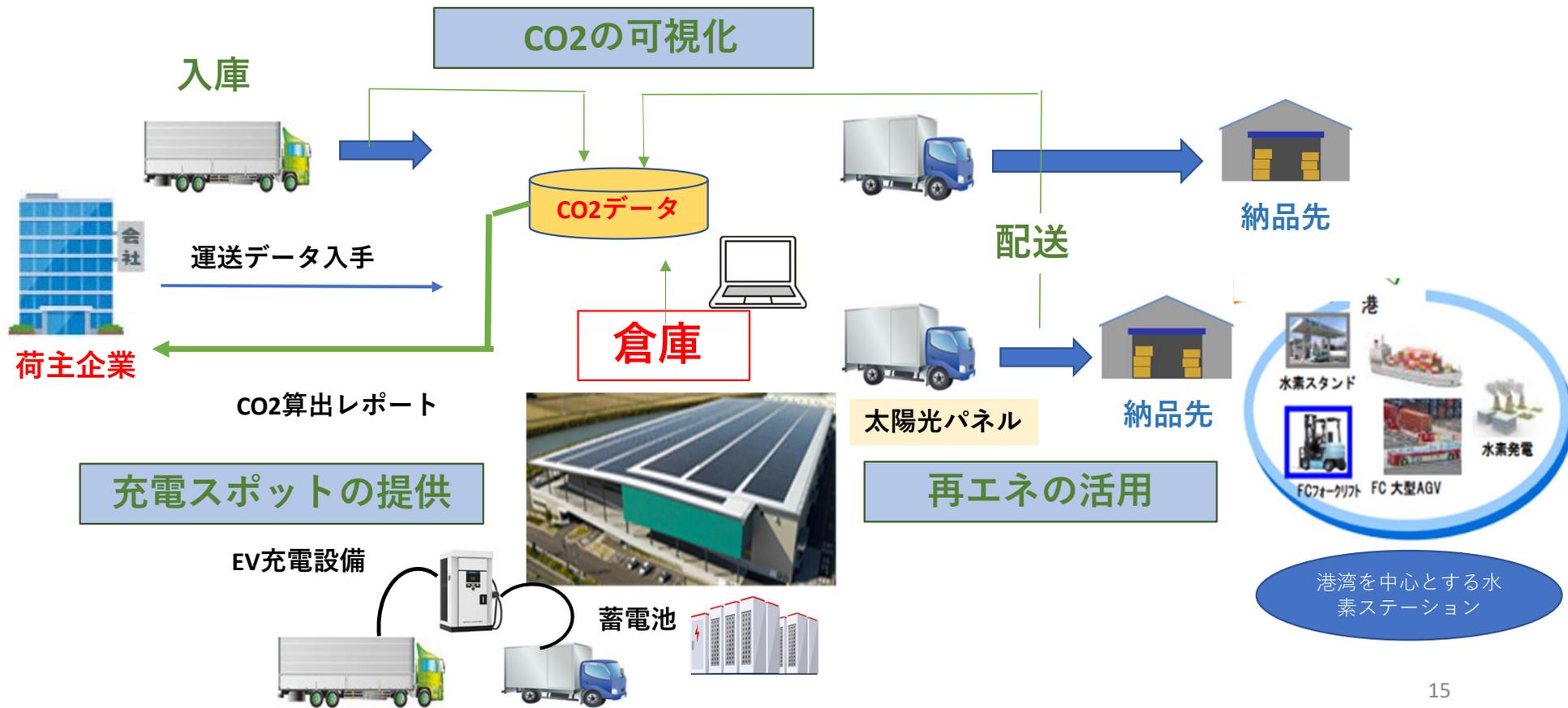


国交省 物流標準化の取組状況について

今後、トラック予約受付システムの仕様の統一、データの標準化が進展すれば、貨物情報の見える化が進む。これにより、作業の準備が早くなり、荷待ち時間の短縮につながる。

(5) 社会的使命であるGXの取組

◎倉庫事業者は、サプライチェーンの一部としてGXの推進に貢献するポテンシャルを有している。
よってGX推進策の維持・拡充をお願いしたい。



(5) 社会的使命であるGXの取組 (参考)

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算 5,020百万円(新規)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所(同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等)への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

<対象>

- ・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの
- <主な要件>
- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助事業(補助率: 2/3、3/4)
■ 補助対象	地方公共団体、民間事業者・団体
■ 実施期間	令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

お問い合わせ先: 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 電話: 03-3501-4031

従来のシリコン形のパネルから、軽量化が図られ、壁面にも設置が可能のため、今後、こうした補助制度の充実や、発電量の向上が図られれば、倉庫施設での利用拡大が期待できる。

(6) 災害対応の「担い手としての役割」

○近年特に求められるものは、災害時の緊急物資の保管、供給、仕分けはもちろんのことライフラインとしての物資の安定供給の拠点としての機能を果たすことである。

各地区に所在する倉庫協会では、自治体と災害時の協力協定や民間物資拠点の登録、災害備蓄品の常時保管などを行っている。

災害時の協力協定

47都道府県と各地区倉庫協会

※民間物資拠点

1,816拠点

※民間物資拠点は、災害時に必要な物資を集積し、地域住民に供給するための重要な役割を果たす。具体的には、以下のような機能がある。

物資集積拠点では、地域のニーズに応じて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先に輸送する。

協力協定を結んだ業者や団体と連携し、民間物資拠点のリスト化や運営ハンドブックの策定を進める。

緊急物資調達・輸送チームは、民間物資拠点の活用可能性を判断し、必要に応じて情報を収集する。

これらの拠点は、災害時の迅速な物資供給を支えるために重要。

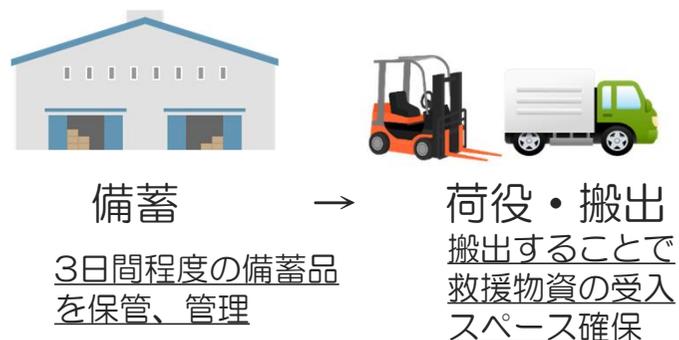
(6) 災害対応の「担い手としての役割」

◎災害対応に即応できる備蓄制度の導入・促進

→災害備蓄品の常時保管による支援物資の安定的供給

(事例：名古屋市の営業倉庫)

(ステージ1) 物資の備蓄→救援搬出



(ステージ2) 救援物資の受入→救援搬出



ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人 日本倉庫協会
The Japan Warehousing Association Inc.

